

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年11月22日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第4号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員) 第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員に限る。）となつた者 ア～エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員) 第8条 略</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員) 第2条 略</p> <p>第3条 給与条例第14条の5第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員に限る。）となつた者 ア～エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員) 第8条 略</p> <p>第9条 給与条例第14条の8第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。